

証券コード 304A

2025年5月13日

(電子提供措置の開始日 2025年5月2日)

## 株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

**フォルシア株式会社**

代表取締役  
社長 屋代 浩子

## 第24期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第24期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24期定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.forcia.com/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「フォルシア」又は証券コード「304A」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月27日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日（水曜日）午後1時00分  
(受付開始 午後0時30分)

2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号  
NEWoMan Shinjuku 5階「LUMINE0（ルミネゼロ）」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

**報告事項** 第24期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**議案** 定款一部変更の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付にご提  
出ください。

(受付開始：午後0時30分)

日 時

2025年5月28日（水曜日）  
午後1時



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙に議案に対する賛  
否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年5月27日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛  
否をご入力ください。

行使期限

2025年5月27日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 箇

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

印

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使とし  
てお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権  
行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

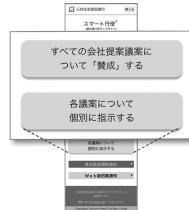
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

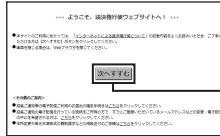
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応することができる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任を得る機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第20条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、2024年8月30日開催の当社臨時株主総会において選任された取締役の任期につきまして、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則に任期調整に関する規定を設けるものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）及び第43条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、第43条（期末配当金）及び第44条（中間配当金）を削除するほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第7条（自己株式の取得） 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第19条（条文省略）	第7条～第18条（現行どおり）
第20条（取締役の任期） 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削除)
第21条～第42条（条文省略）  (新設)	第20条～第41条（現行どおり）  第42条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)  第43条（期末配当金）  当会社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	第43条（剰余金の配当の基準日） 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  (削除)

現行定款	変更案
<u>第44条（中間配当金）</u> <p>当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	(削除)
<u>第45条（条文省略）</u>  附則 (新設)	<u>第44条（現行どおり）</u>  附則 <u>第2条</u> 1. <u>第19条の規定にかかわらず、2024年8月30日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2026年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>本条は、当該期日経過後、これを削除する。</u>
	以 上

# 第24期 事業報告

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2024年3月1日～2025年2月28日）における我が国経済は、緩やかな景気回復の動きが見られたものの、依然として不安定な国際情勢やエネルギー価格の高止まり、急速な円安の進行、そして日銀による金融政策の転換などにより、企業活動や消費者マインドには慎重さが残る状況が続きました。加えて、生成AIなど新技術の社会実装が進む一方で、労働力不足や地方経済の停滞といった構造的課題も浮き彫りとなり、企業には一層の業務効率化やデジタル活用が求められています。

当社は、膨大かつ複雑なデータから必要な情報を的確に抽出する検索テクノロジーを基盤に、システム開発やサービス提供、コンサルティングを展開するデジタルビジネスプラットフォーム事業を手がけています。主に顧客企業のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）及びBtoB-EC（企業間電子商取引）の拡大をサポートし、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しています。近年、業種・業態を問わず、業務のデジタル化・効率化を図る動きが一層加速しており、IT投資の中でもDX分野への関心が特に高まっています。こうした背景から、当社が対象とする市場は、IT市場の中でもDX分野の成長を取り込む形で、今後さらなる拡大が見込まれます。当社の主要顧客である旅行・観光業界においても、コロナ禍からの回復が進み、訪日観光（インバウンド）需要の再拡大や、地方創生を目的とした観光資源の利活用、観光DXへの国や自治体の支援が追い風となり、業界全体の成長機運が高まっています。さらに、航空・鉄道料金を中心とした動的価格（ダイナミックプライシング）への対応や、スマートフォンを起点とした旅行商品販売の拡大を背景に、システム投資やデータ利活用に対するニーズも高まりを見せています。

当社は、創業当初から検索テクノロジーの研究を重ね、データを迅速かつ効率的に検索するための技術基盤「Spook」を産み出しました。この「Spook」を中心、顧客が直面する特有の課題を解決する「ソリューション型サービス」と、複数顧客と共に通じる課題を汎用的に解決する「SaaS型サービス」という2つの軸で事業推進しています。ソリューション型サービスでは、大手旅行会社の予約サイトや専門商社のECサイトなど、複雑な商品データを扱う顧客に対して、高速・高精度な検索機能を提供し、ユーザー利便性の向上とシステムの拡張性確保を両立しています。SaaS型サービスでは、蓄積された知見を基に、共通課題に対する汎用的な解決策を提供しています。中でも、旅行・観光業界向けの商品販売プラ

ットフォーム「webコネクト」は、当社事業の中核を担うサービスであり、事業成長を支える原動力となっています。本サービスは、素材登録、検索、予約管理、外部接続ゲートウェイなどを備えた統合的なEコマース基盤であり、旅行・観光業界を中心に導入が進んでいます。また、従来は紙で提供されていた旅行商品のバウチャーや特典引換券をスマートフォンで利用できる「電子クーポン」にも対応し、利用者の利便性向上に加え、発券・管理業務の効率化にも貢献しています。webコネクトの導入企業は大手・中堅旅行会社のみならず、鉄道事業者や会員制サービス事業者などにも広がっており、当事業年度においては、新規の会員制サービス事業者の獲得や既存大手旅行会社でのシェア拡大といった成果にもつながっています。

当事業年度の業績は、主にwebコネクトの顧客増に伴う月額収入の増加に加え、新規開発案件への対応による初期開発収入の増加により、売上高は2,310,220千円(前期比18.7%増)となりました。また、外注費の抑制や、販売費及び一般管理費の支出が想定を下回ったことなどから、営業利益は215,336千円(同54.7%増)となりました。一方、経常利益は上場関連費用等の発生により、198,305千円(同41.3%増)にとどまりました。資本金の増加に伴う税負担の増加により、当期純利益は131,697千円(同32.9%増)となりました。

#### 事業の売上高

事業の名称	売上高
デジタルビジネスプラットフォーム事業	2,310,220千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は116,505千円であり、主要な内容はソフトウェアの製作によるものであります。

#### (3) 資金調達の状況

2024年12月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額366,381千円の資金調達を行いました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社では、商材の供給事業者（サプライヤー）と販売事業者（セラー）の間に位置し、ビジネスに必要なデータを包括的に取り扱うマーケットプレイスのシステム基盤を提供する「データ流通のビジネスハブ」となることを経営戦略としております。かかる戦略の完遂に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

① 商材の供給事業者及び販売事業者の取り込み拡大

データ流通のビジネスハブとして事業拡大を図るために、サプライヤーとセラーの双方をバランスよく取り込むことが重要な課題であると認識しております。第24期においては、旅行・観光業界における多様な事業者ニーズに対応すべく、webコネクトを通じて利用できる決済手段の拡充、スキー場向け電子クーポン機能の提供、DMO（Destination Management Organizationの略、観光・自然・食といった地域資源を活用して観光戦略を推進する団体）が運営する地域発サービスへの機能提供など、実装機能の大幅な強化を図りました。これにより、供給側・販売側双方にとっての接続価値を高め、新規事業者の参入促進と既存事業者の取引活性化を同時に実現しています。

今後は、より多くの事業者が参加しやすい料金体系やサービス内容の整備を進めるとともに、流通量の拡大が収益拡大に直結するビジネスモデルの導入を段階的に進めてまいります。

② 「検索」を超えた事業領域の拡大

当社は、これまでの検索領域における技術的な強みを基盤としつつ、すでに展開を進めている新たな事業領域において、プロダクト・サービスの拡充と統合型プラットフォームへの進化を推進することが重要な課題であると認識しております。特に、旅行・観光業界においては、商品検索に加え、予約・決済・外部連携・クーポン発行といった周辺機能の一体提供に対するニーズが高まつており、当社の提供価値の広がりが顧客基盤の強化につながっています。第24期においては、予約・販売管理や電子クーポン、外部決済サービスとの連携な

ど、検索以外の周辺機能を順次開発・提供し、顧客の業務全体を支えるサービスラインアップの強化を図りました。これにより、webコネクトを中心とした当社のサービス群は、より包括的な業務支援基盤として進化を遂げています。

引き続き、検索技術にとどまらない機能のフルラインナップ化を進めるとともに、業界全体の業務効率と利用者の利便性向上を両立する統合的なプラットフォームの構築を目指してまいります。

### ③ 人材の確保と育成、競争原理が働く組織の組成

持続的な事業成長に向けて、優秀な人材の確保と育成は極めて重要な課題であると認識しております。第24期においては、webコネクトの進化を支えるべく、専門性の高いエンジニアや大規模な開発案件を主導できるプロジェクトマネジメント人材の採用を強化いたしました。また、エンジニアによる技術発信や社内主導のプログラミングイベントの開催を通じ、技術力の向上と採用プランディングの強化を図っております。さらに当社では、社員同士が互いの貢献を評価し合う独自の制度「3C制度（Contribution／Commitment／Consistency）」を導入し、個人の努力が正当に評価される環境を整備することで、自律的な成長と健全な競争が両立する環境を組織内に醸成しています。

今後も、技術・ビジネス両面の専門性を備えた人材の採用・育成を進めるとともに、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境の整備に取り組んでまいります。

### ④ 外部リソース・パートナーとの協業体制構築

当社が提供するサービス領域が拡大する中で、統合的かつ高度なシステム開発体制を持続的に進化させていくことが重要な課題であると認識しております。特に旅行・観光業界においては、検索領域にとどまらず、素材登録・予約・決済等の業務工程を包括する統合型ソリューションへのニーズが高まっており、対応領域の拡大に応じた開発体制の強化が求められています。このような背景のもと、当社では外部パートナー企業との協業を通じて、プロジェクト推進部門を軸とした柔軟な開発体制の構築とその高度化に取り組んでおります。第24期においては、webコネクトを基盤とした大規模開発プロジェクトにおいて、共同開発体制の拡充を実現しました。

今後も、開発規模の拡大や機能の多様化に柔軟に対応できる協業体制を整備し、質の高いサービスの提供と機動的な開発リソースの確保の両立を図ってまいります。

### ⑤ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

事業の成長にともない、経営の健全性と透明性を一層高めるため、内部管理

体制及びコーポレート・ガバナンスを強化することが重要な課題であると認識しております。特に上場企業としての責任を果たすには、業務の適正な執行体制と意思決定プロセスの整備が不可欠です。第24期においては、内部監査・経理部門等への専門人材の配置に向けた取り組みを開始するとともに、経営層と監査役・監査法人との連携強化や、社内規程類の整備を進めました。

今後も、内部統制の運用状況を継続的に検証・改善し、持続可能な事業運営を支える経営管理基盤の強化に取り組んでまいります。

#### ⑥ 財務体質の強化

将来的な事業成長に備え、健全で柔軟な財務基盤を確保することが重要な課題であると認識しております。当社は現在、金融機関からの借入はなく、十分な手許資金を維持しており、安定的な財務運営を継続しております。第24期においては、株式上場による資本増強を実現するとともに、営業キャッシュ・フローの改善を通じて、成長投資に備えた財務基盤の強化を進めました。

今後も、財務の健全性を維持しつつ、大型案件の受注及び新規案件の開発に向けて、機動的な成長戦略の遂行を支える人材及びシステムの体制を構築してまいります。

#### (9) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第21期	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 (当期) 第24期
売上高	1,652,119千円	2,146,176千円	1,946,946千円	2,310,220千円
営業利益	44,787千円	102,328千円	139,155千円	215,336千円
当期純利益	26,276千円	130,053千円	99,086千円	131,697千円
1株当たり当期純利益	26.28円	130.05円	99.09円	126.72円
総資産	1,437,954千円	1,511,233千円	1,626,440千円	2,191,637千円
純資産	1,215,162千円	1,335,018千円	1,434,105千円	1,939,161千円

(注) 当社は2024年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

- ・膨大なデータベースから必要な情報を的確に探し出すための当社独自の技術基盤「Spook」を用いた検索サービスの開発及び提供
- ・デジタルトランスフォーメーションに関連したシステム開発・サービス提供並びにコンサルティング

(12) 主要な事業所（2025年2月28日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

(13) 従業員の状況（2025年2月28日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
131名	+ 2名

(14) 主要な借入先（2025年2月28日現在）

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年12月26日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,231,900株
- (3) 株 主 数 653名
- (4) 主 要 株 主 上位11名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
屋 代 哲 郎	396,700 <sup>株</sup>	32.20%
屋 代 浩 子	394,900	32.05
フ ォ ル シ ア 社 員 持 株 会	116,000	9.41
山 田 尚 紀	32,000	2.59
フ ォ ル シ ア 役 員 持 株 会	26,500	2.15
野 村 證 券 株 式 会 社	22,075	1.79
バク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールディ アイエスジー エティー-エイシー	11,100	0.90
楽 天 證 券 株 式 会 社	10,600	0.86
株 式 会 社 S B I 證 券	10,598	0.86
谷 本 真 一	10,000	0.81
吉 村 龍 吾	10,000	0.81

(注) 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に発行した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### **3. 会社の新株予約権等に関する事項**

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
屋代 浩子	代表取締役社長	
屋代 哲郎	代表取締役COO	
山田 尚紀	常務取締役 事業戦略統括	
三坂 紀	取締役 コーポレート統括	
大西 孝明	取締役 営業統括	
夏目 伸彦	取締役 技術統括	
稻岡 研士	取締役	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 共同代表理事 株式会社SHONAI 顧問 株式会社メディリズム 顧問
谷本 真一	常勤監査役	公認会計士(谷本真一公認会計士事務所) Vistra Japan株式会社 社外監査役
吉村 龍吾	監査役	弁護士(賢誠総合法律事務所) プロメテック・ソフトウェア株式会社 社外監査役 株式会社Synspective 社外監査役 株式会社KINS 社外監査役
西村 健	監査役	株式会社エーティーエス 顧問

- (注) 1. 取締役稻岡研士氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役吉村龍吾、西村健の両氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役稻岡研士氏、監査役吉村龍吾氏及び西村健氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役谷本真一氏は公認会計士として、監査役西村健氏は企業の経営者として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役吉村龍吾氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役稻岡研士、監査役谷本真一、社外監査役吉村龍吾及び社外監査役西村健の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「4. (1)取締役及び監査役の氏名等」に記載の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

保険料は全額当社が負担しておりますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年1月17日、及び同年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、独立社外取締役による諮問を受けた上で、代表取締役間において議論のうえ当社の業績等必要な事項を勘案して決定されており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものと判断しております。

#### 1. 基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を踏まえた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。当面は固定報酬としての基本報酬を支払うものとする。

#### 2. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等又は非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与から構成されるものとする。固定報酬は役位、職責、当社の業績（売上高・利益等）、従業員の給与水準等を勘案して決定するものとし、賞与は当社の業績及び各取締役の貢献度等を

勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

4. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等が存在しないため、報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとする。

6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記2～4に記載のとおりとする。なお、業績連動報酬等又は非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等又は非金銭報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

7. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役による諮問を受けた上で、上記方針に基づき、代表取締役間の合議にて、個別の支給額を決定することとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2018年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名）と決議されております。

また、監査役の報酬限度額は2020年3月3日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内（決議時点の監査役の員数は2名）と決議されております。監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、

監査役の協議にて決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は前記「4. (5)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の範囲内で、取締役の個人別の報酬の内容の決定を代表取締役社長屋代浩子・代表取締役COO屋代哲郎に委任しております。委任する権限の内容は、月例の固定報酬と賞与について、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した総額の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の額を決定するものであります。権限を委任した理由は、当社の中長期的な企業価値成長に対する各取締役の貢献度について的確に評価を行うには代表取締役2名の合議にて行うことが適切であると判断したためであります。委任した権限が適切に行使されることを確保するため、独立社外取締役の諮問を受けることとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	85,697 ( 3,600)	85,697 ( 3,600)	— (—)	— (—)	7 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,600 ( 4,800)	9,600 ( 4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 上記報酬等の額には、2024年5月30日開催の取締役会及び2025年1月17日開催の取締役会の決議により、取締役6名に付与した役員賞与18,597千円（報酬等としての額）を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	稻 岡 研 士	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 共同代表理事 株式会社SHONAI 顧問 株式会社メディリズム 顧問	特別の関係はありません。
社外監査役	吉 村 龍 吾	弁護士（賢誠総合法律事務所） プロメテック・ソフトウェア株式会社 社外監査役 株式会社Synspective 社外監査役 株式会社KINS 社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	西 村 健	株式会社エーティーエス 顧問	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概況
社外取締役	稻 岡 研 士	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回すべてに出席し、企業における役員経験や豊富なビジネス経験に基づく発言を行い、期待する役割を果たしております。
社外監査役	吉 村 龍 吾	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	西 村 健	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回すべてに出席し、主に経営者としての視点より企業運営、財務会計、コンプライアンス等に関する意見を述べる等、監視、助言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年5月19日に開催された取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コンプライアンス基本規程を制定するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(イ) 当社の法務及びその他管理関係部署の担当者は、当社の役員、社員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(ウ) 内部通報制度を設けることで、当社の社員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応することを確保する。

(エ) 反社会的勢力対策規程を制定するとともに、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないものとする。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令及び取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(イ) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ウ) 危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- (イ) 取締役会規則、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (ウ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (ア) 取締役会は、年度計画を決議し、経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (イ) 内部監査人は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (ウ) 公開準備室を関係会社担当部署とし、関係会社管理規程に基づき関係会社の管理を行う。関係会社管理規程に記載する関係会社における重要な決定に関しては、関係会社は当社の承認を得る。
- (エ) 子会社において損失の危険が発生する場合は、当社に対して速やかに報告を行う。

(注) 公開準備室は上場承認日正午を以て財務企画室に名称変更されています。

f. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

- (ア) 当社の監査役が企業規模、業務、経営上のリスクその他の会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助社員の確保を求めた場合、監査役の職務を補助するための社員として、少なくとも兼任者を1名以上設置する。
- (イ) 補助社員は取締役又は取締役会が決定する。

g. 補助社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (ア) 監査役は、前項の体制の整備のため、補助社員の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるように努める。
- (イ) 補助社員の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助社員に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と

協議し、取締役は補助社員の独立性についても十分留意するものとする。

h. 当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役は、当社の取締役に対し、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう求める。
- (イ) 内部通報制度を通じて、当社及び子会社の社員からの問題に関する報告を受ける体制を確保する。

i. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度について、監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、内部通報制度が企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。また、監査役は、内部通報制度から提供される情報を監査職務に活用するよう努める。

j. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (ア) 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- (イ) 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえ、予め予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用についても、その理由と内容を説明し、償還を受けることができる。
- (ウ) 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求することができる。ただし、予め、発生する費用の概算について、代表取締役及び予算管理者に通知する。
- (エ) 監査役は、その役割・責務に対する理解を深め、必要な知識の習得や更新のために、監査役協会等が主催する研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求することができる。

k. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (イ) 監査役は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

1. 取締役会は、当事業年度において19回開催され、法令及び定款その他各種規程に基づき、経営に関する重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の業務執行について監督しています。
2. 当事業年度においてコンプライアンス・リスク管理委員会を6回開催し、コンプライアンス、リスク管理上の課題について議論し、取締役会において報告しています。
3. 外注関連の法令遵守、ハラスマント防止、反社会的勢力排除、労務管理等にかかる役員・社員向け研修を実施し、全役員・社員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。
4. 内部通報制度について、コンプライアンス・リスク管理委員会が社員からの通報を受け、対応を行う体制としております。なお、社外弁護士窓口も設けることで独立性の確保を図っています。
5. 当社においては、「反社会的勢力対策規程」を制定のうえ、これを研修等により社内に周知しております。また、「反社会的勢力対策規程」に従って、株主、役員、社員、顧客取引先に対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しております。
6. 内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて代表取締役を通じて、被監査部門への改善指導を行っています。
7. 監査役は、取締役会への出席、代表取締役との意見交換、取締役等に対するヒアリングを実施し、経営の状況や課題、コンプライアンスやリスク管理等に関し意見交換を行っています。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧の他、内部監査部門と定期的に意見交換を行っており、また監査法人との連携も行っています。
8. 法令の制定・改正、経営上のリスクの変化等に応じて社内規程を改定しています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状況等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

ただし、当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制への投資等の財源として有効活用することが、株主

に対する最大の利益還元につながると考え、現状は配当を実施しておりません。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

当事業年度は、事業の拡大に向け、投資を継続するべきと判断したことから剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に活用していく方針であります。

---

(注) 本事業報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,813,766	流 動 負 債	252,476
現 金 及 び 預 金	1,230,480	買 掛 金	48,936
売 掛 金	292,794	未 払 金	87,395
契 約 資 産	242,468	未 払 法 人 税 等	63,636
前 払 費 用	45,859	契 紦 負 債	1,760
そ の 他	2,163	預 り 金	26,813
固 定 資 産	377,871	そ の 他	23,934
有 形 固 定 資 産	34,086		
建 物	46,312	負 債 合 計	252,476
工具、器具及び備品	64,833	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	1,576	株 主 資 本	1,939,161
減 価 償 却 累 計 額	△78,634	資 本 金	236,679
無 形 固 定 資 産	207,133	資 本 剰 余 金	236,679
ソ フ ト ウ ェ ア	96,710	資 本 準 備 金	236,679
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	110,423	利 益 剰 余 金	1,465,802
投 資 そ の 他 の 資 産	136,651	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,465,802
敷 金	107,508	繰 越 利 益 剰 余 金	1,465,802
繰 延 税 金 資 産	28,250		
長 期 前 払 費 用	892	純 資 産 合 計	1,939,161
資 産 合 計	2,191,637	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,191,637

# 損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,310,220
売 上 原 価		1,075,259
売 上 総 利 益		1,234,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,019,624
營 業 利 益		215,336
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	519	
補 助 金 収 入	600	
そ の 他	58	1,178
營 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	11,231	
株 式 交 付 費	6,977	18,208
経 常 利 益		198,305
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	115	115
税 引 前 当 期 純 利 益		198,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,999	
法 人 税 等 調 整 額	1,493	66,492
当 期 純 利 益		131,697

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月24日

フォルシア株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 井 公 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 田 啓

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォルシア株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月25日

フォルシア株式会社 監査役会  
常勤監査役 谷本真一 印  
監査役（社外監査役）吉村龍吾 印  
監査役（社外監査役）西村健 印

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号

NEWoMan Shinjuku 5階 「LUMINE 0 (ルミネゼロ)」

TEL 03-3352-1146



交通 JR新宿駅新南エリア直結

—ミライナタワー改札を出て左折、エレベーターにて5階へ

—又は、サザンテラス改札を出て正面左手にあるエレベーターにて5階へ

都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より

徒歩約5分

東京メトロ副都心線新宿三丁目駅より

徒歩約3分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。